

合併協議会だより

Moka Ninomiya

第2号

～第2回協議会を11月13日に開催～



〈第2回合併協議会の会議風景〉

11月13日(火)、第2回真岡市・二宮町合併協議会が二宮町民会館多目的ホールで開催されました。

傍聴者の見守る中、市町村の合併の特例等に関する法律に規定されている特例の協議事項など、新たに6つの協定項目が協議、決定されました。

両市町の概要

真岡市

市制施行	昭和29年10月1日
------	------------

都市の将来像	市民だれもが“ほっと”できるまち…真岡
--------	---------------------

市の花	 わた
-----	--

市の木	 けやき
-----	---

市の鳥	 ひばり
-----	---

行政区域面積	111.76km ²
--------	-----------------------

人口(H17国勢調査)	66,362人
-------------	---------

世帯数(H17国勢調査)	22,130世帯
--------------	----------

産業就業比較 (H17国勢調査)	1次	8.4%
	2次	41.1%
	3次	49.4%

特産品	真岡木綿
-----	------


二宮町

町制施行	昭和29年5月3日
------	-----------

都市の将来像	安らぎと充足の田園居住空間 にのみや
--------	--------------------

町の花	 いちご
-----	---

町の木	 さくら
-----	---

町の鳥	 ひばり
-----	---

行政区域面積	55.45km ²
--------	----------------------

人口(H17国勢調査)	16,640人
-------------	---------

世帯数(H17国勢調査)	4,776世帯
--------------	---------

産業就業比較 (H17国勢調査)	1次	24.2%
	2次	35.7%
	3次	40.1%

特産品	いちご
-----	-----

第2回合併協議会の結果

新市の議会の議員、農業委員会の委員の 定数などが決定しました

第2回真岡市・二宮町合併協議会は、平成19年11月13日(火)、二宮町民会館を会場に行われました。

会議では、「議会の議員の定数及び任期の取扱い」など 協定項目 6件の協議が行われ、すべて全会一致で決定されました。その内容は次のとおりです。

協議事項

【協議第8号】 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、編入合併の場合、編入される市町村のすべての議員は身分を失うことが原則となります。しかし、編入される市町村の住民の意見を新市の行政に適切に反映させるため、合併後一定の期間に限り、議員の定数や任期に関する特例措置が市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）（以下、特別な場合を除き「合併新法」といいます。）に定められています。その特例を適用するかについて協議するものです。協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

- 1 議会の議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項及び第3項の規定により、真岡市の議員の残任期間に相当する期間に限り、真岡市の議員の定数22人に、二宮町の区域に設けられる選挙区の議会の議員の定数6人を加え28人とする。合併後最初に行われる一般選挙における議会の議員の定数については、28人以内で新市において決定する。
- 2 議員の報酬、期末手当及び政務調査費については、真岡市の制度に統一する。

【協議第9号】 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、編入合併の場合、編入される市町村のすべての委員は身分を失うことが原則となります。しかし、委員の定数や任期に関する特例措置が合併新法に定められています。その特例を適用するかについて協議するものです。協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

- 1 二宮町の農業委員会は、真岡市の農業委員会に統合する。
- 2 二宮町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項第2号の規定により、真岡市農業委員会の委員の残任期間に相当する期間に限り、引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。
- 3 合併後、最初に行われる一般選挙における選挙による委員の定数、選挙区及び選挙区ごとの定数については、新市において決定する。
- 4 委員の報酬については、真岡市の制度に統一する。

「議会の議員の定数及び任期の取扱い」と「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」の詳細については、合併Q&A（P5、P6）をご参照ください。

【協議第10号】 一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについては、編入合併の場合、編入される市町村のすべての一般職の職員は身分を失うこととなります。しかし、合併新法により「引き続き新市の職員として身分を保有するよう措置しなければならない」と定められています。新市における一般職の職員の任免や給与、身分の取扱いに関して協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

- 1 二宮町の一般職の職員は、すべて真岡市の一般職の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- 3 職員の職名及び任用要件については、真岡市の制度によるものとし、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から必要に応じて調整し統一を図る。
- 4 職員の給与については、真岡市の制度によるものとし、職員の処遇及び給与の適正化の観点から必要に応じて調整し統一を図る。

◎参考…真岡市と二宮町の一般職の職員数（19年4月1日現在）

真岡市 423人 二宮町 140人 合計 563人

【協議第11号】 特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについては、編入合併の場合、編入される市町村のすべての特別職は身分を失うこととなります。しかし、新市においても引き続き設置する必要がある特別職の取扱いについて協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

- 1 常勤特別職(教育長を含む)、議会議員及び各種行政委員会委員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。
二宮町の常勤特別職（教育長を含む）、議会議員及び各種行政委員会委員については、合併の前日をもって失職するものとする。ただし、議会議員、農業委員会委員については、別に協議するものとする。
- 2 その他の非常勤特別職については、次のとおりとする。
二宮町その他の非常勤特別職については、基本的に失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、真岡市の制度として定めるものとする。ただし、消防団員については、別に協議するものとする。

【協議第12号】 財産の取扱いについて

財産の取扱いについては、編入される市町村が持っていた財産や債務などは新市に引き継ぐことが原則となります。両市町が所有する財産に関して協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

二宮町の所有する財産は、すべて真岡市に引き継ぐものとする。

【協議第13号】 条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについては、編入合併の場合、編入される市町村の条例、規則等は、原則として失効し、基本的には編入する市町村の条例、規則等が適用されます。合併に伴う条例、規則等の見直しについて協議するものです。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定されました。

条例、規則等の取扱いについては、真岡市の条例、規則等を適用するものとする。ただし、各事務事業の調整内容と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて新規制定、一部改正等を行うものとする。



今号から「合併Q&A」のコーナーを設け、協議会事務局に問い合わせの多かった事項について、質問と回答という形で解説していくこととしました。

今回は、合併新法を主なテーマに、同法に規定している議会の議員に関する特例、農業委員会の委員に関する特例などについてお答えします。

※ 参考 編入する市町村とは、真岡市を指します。
編入される市町村とは、二宮町を指します。
合併市町村とは、真岡市と二宮町を指します。

Q

第2回協議会で議会の議員の定数などの取扱いが決定されましたが、その内容を詳しく教えてください。

A 真岡市と二宮町の編入合併が行なわれると、二宮町の議会の議員（現在13人）は、原則、全員がその身分を失うこととなります。しかし、二宮町の住民の意見を新市の行政に反映させるため、真岡市の議員の残任期間（平成23年4月29日任期満了）に相当する期間に限り、真岡市の議員の定数22人に、人口割合に応じ、二宮町から選出される議員の定数6人を加え、新市の議員の数を28人とすることが協議会で決定されました。

合併新法において、議会の議員に関する特例は「定数特例」と「在任特例」の制度が規定されています。「定数特例」とは、編入する市町村の議員の残任期間に相当する期間に限り、人口に応じて、編入する市町村の議員の定数を増加し、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分することができる制度です。「在任特例」とは、編入される市町村の議員が、編入する市町村の議員の残任期間に相当する期間、在任することができる制度です。

協議会においては、「定数特例」の制度を適用することを決定しましたが、具体的には、下図のとおりとなります。

二宮町の議員数 13人	← 真岡市の議員 の残任期間 増員 6人 →	← 4年間 →	
真岡市の議員数 22人	真岡市の議員数 22人	28人以内	
現 在	合併 (H21.3) (増員選挙)	任期満了 (H23.4) (一般選挙1)	任期満了 (H27.4) (一般選挙2)
	※ 増員選挙は合併後50日以内		
※ 増員6人の算出根拠（人口は平成17年国勢調査） $二宮町の人口 \div 真岡市の人口 \times 真岡市の議員定数$ $16,640人 \div 66,362人 \times 22人 = 5.52人 \approx 6人$ （四捨五入）			

また、合併後最初に行われる一般選挙（一般選挙1）の議員の定数については、28人以内として、新市において決定することとなりました。

なお、議員の報酬、期末手当、政務調査費については、真岡市と二宮町に差異があることから、合併時に真岡市の制度に統一することを決定しました。

Q

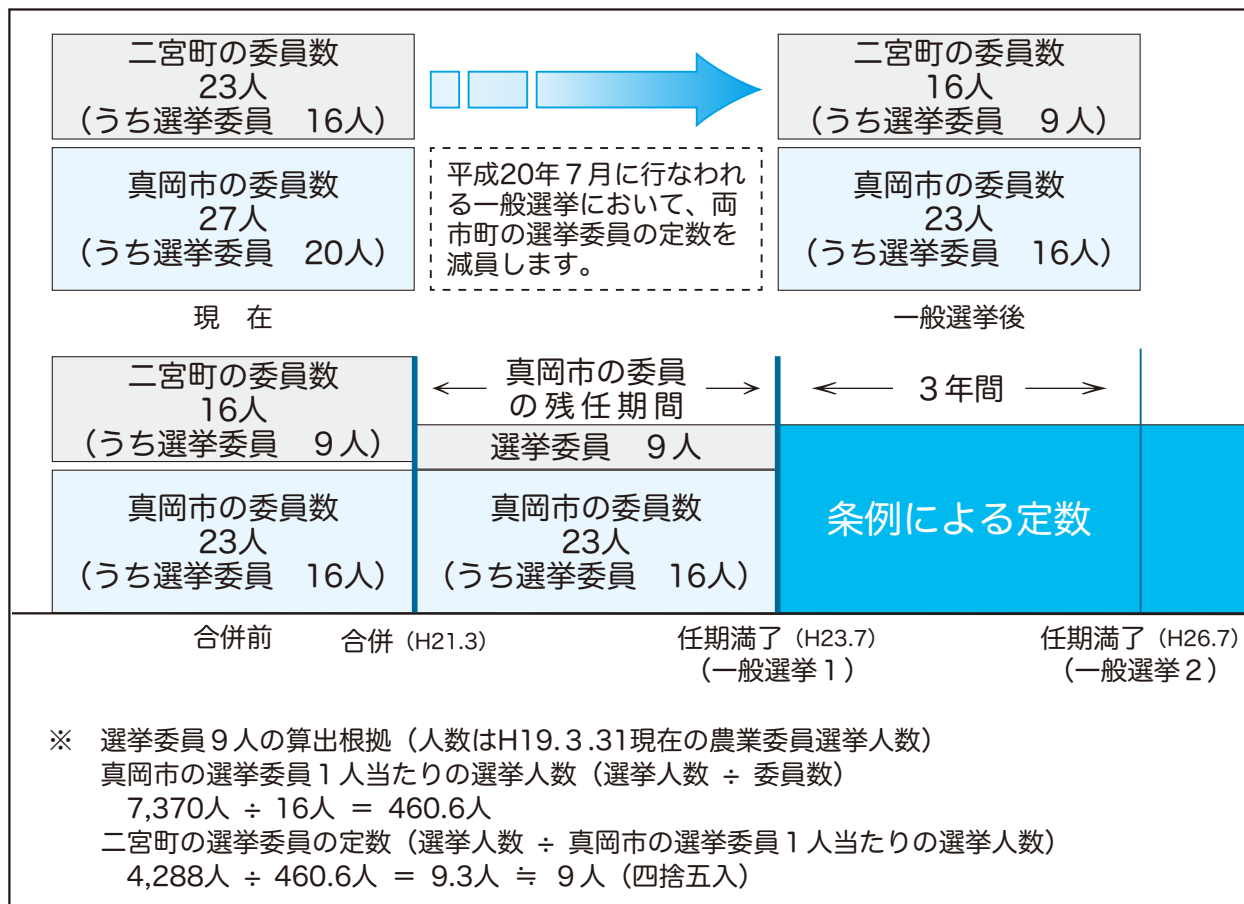
第2回協議会で農業委員会の委員の取扱いが決定されましたが、その内容を詳しく教えてください。

A 農業委員会の委員には、選挙による委員（選挙委員）と選任による委員（選任委員）の2つの区分がありますが、真岡市と二宮町の編入合併が行なわれると、二宮町の委員は、原則全員がその身分を失うこととなります。しかし、選挙委員は、地域の農地や農業に特に精通していることが必要であり、新市においても引き続き委員とすることが望ましいことから、真岡市の委員の残任期間（平成23年7月19日任期満了）に相当する期間に限り、新市の委員として在任することが協議会で決定されました。

農業委員会の委員に関する特例は、議会の議員の特例と同様に合併新法において、委員の任期等に関して規定しています。その内容は、編入される市町村の委員が、編入する市町村の委員の残任期間に相当する期間、在任することができるもので、その定数は40人を超えない範囲とされております。

上記の特例は、選挙委員についてのみ適用されるもので、選任委員には特例が適用されません。

協議会においては、合併新法の特例を適用することを決定しましたが、具体的には、下図のとおりとなります。



また、新市の面積が24,000ha（240km²）または農地面積が7,000ha以上のいずれかの要件を満たす場合には、区域を分けて2つ以上の農業委員会を置くことができますが、新市の速やかな一体性を確保する等の観点から、二宮町の農業委員会を真岡市の農業委員会に統合し、新市として1つの農業委員会を置くこととしました。

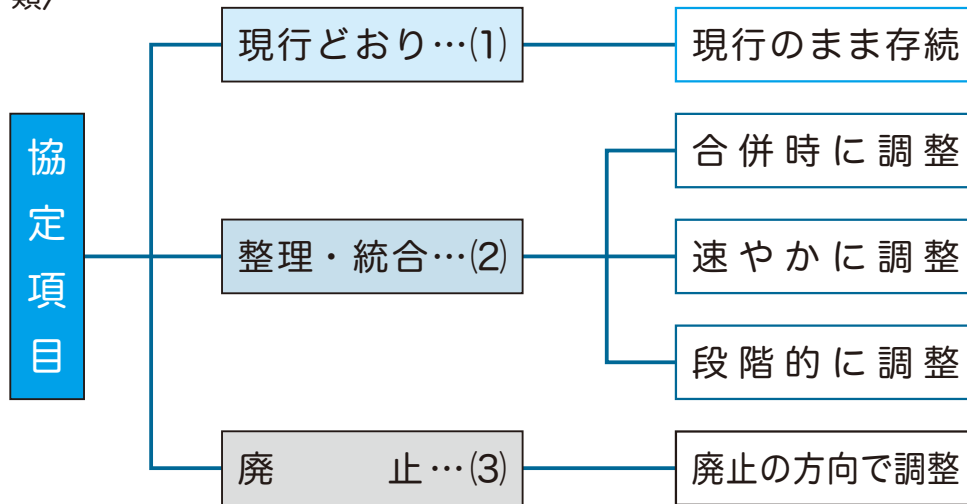
なお、合併後最初に行われる一般選挙（一般選挙1）の選挙委員の定数、選挙区や選挙区ごとの定数については、新市において決定することとし、委員の報酬については、真岡市と二宮町に差異があることから、合併時に真岡市の制度に統一することを決定しました。

Q

協議内容の中で、「現行のとおりとする」や「統一する」、「再編する」など、さまざまな表現となっていますが、それぞれどのような意味か教えてください。

A 協議内容において、「現行どおり新市へ引き継ぐ」や「制度を統一する」などの表現を使用しています。今後の協議においても同様の表現を多く使用することになると思われませんが、それぞれの内容は次のとおりです。

〈分 類〉



〈内 容〉

- (1) **現行どおり**・・・① 両市町間でサービス内容などに差がないため、現行のまま新市に引き継ぐものです。
② 特定の人や地域、団体を対象とした制度等であるため、新市においても、特定の人や地域、団体を対象として、現行のまま引き継ぐものです。
- (2) **統一**・・・ 両市町いずれかのサービス内容や制度の仕組みをそのまま新市全体に適用することです。
再編・・・ 両市町のサービス内容や制度の仕組みを改め、新市として新たなサービス内容や制度としていくことです。
- (3) **廃止**・・・ 事業の趣旨、内容や有効性を勘案し、必要性のないものは廃止することです。

会議傍聴のご案内

協議会の会議は原則として公開で行われます。
会議開会30分前から傍聴受付を行いますので、是非お越してください。

- 第4回協議会
と き 平成20年1月16日(水)
午後2時から
ところ 二宮町民会館多目的ホール
- 第5回協議会
と き 平成20年2月13日(水)
午後2時から
ところ 真岡市青年女性会館2階ホール



ホームページを開設しました

<http://www.mn-gappei.jp/>



ホームページでは、合併協議会の協議経過や会議内容などを会議開催のつど更新・掲載し、住民のみなさまに向けて発信しています。ぜひご覧ください。
また、みなさまからのご意見やご質問、ご要望も書き込めるようになっておりますのでご利用ください。

編集後記

♪♪「もう～いくつ寝ると お正月」♪♪
時が経つのは早いもので、もうすぐお正月ですね。みなさんにとって今年はどうのような1年でしたか。真岡市と二宮町にとっては、合併に向けて大きく歩みだした1年でした。
来年は真岡市と二宮町にとって、合併に向けた更なる飛躍の年となることでしょう。
みなさんも新年にあたり、大きな夢や希望を描き、よいお年をお迎えください。

皆さんのご意見・ご質問をお待ちしております。



編集／発行 真岡市・二宮町合併協議会事務局
〒321-4395 真岡市荒町5191番地（真岡市役所内）
TEL 0285-83-8452 FAX 0285-83-8119
e-mail info@mn-gappei.jp